

## 令和5年度呉市会計年度任用職員（家庭児童相談員） 募集案内

令和5年度から会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を次のとおり募集します。

### 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

### 申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 採用までの流れ

1. 「令和5年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を呉市こども部こども家庭相談課に提出します。
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 各職場において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 各職場において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として採用されます。

#### 【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この台帳登録者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

### 申込方法

別紙の「令和5年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を呉市こども部こども家庭相談課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構です。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号

呉市こども部こども家庭相談課（すこやかセンターくれ3階）

電話：当該募集案内や具体的な業務のこと こども家庭相談課 0823-25-3599（直通）

会計年度任用職員など制度全般のこと 総務部人事課 0823-25-3292（直通）

任用根拠	・地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	・家庭児童相談員
募集資格	<p>・普通自動車運転免許を有し、次の①②のいずれかに該当する人</p> <p>① 公認心理師・臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・助産師・看護師・教員・保育士の資格等を有する人</p> <p>② 学校教育法に基づく大学又は大学院で心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修了した人</p> <p>※採用に当たっては、①公認心理師・臨床心理士及び②を優先する場合があります。</p>
報酬	<p>・時給：1,326円</p> <p>※一定の要件を満たす場合、通勤手当があります。</p> <p>※報酬は令和5年11月現在のものです。</p>
勤務時間	<p>・週29時間</p> <p>・月曜日から金曜日までのうち1日7時間45分以内（始業時間8時30分から終業時間17時15分までの間で12時から13時までの休憩1時間を除く。）の時間で勤務時間を割振りします。</p> <p>【基本的な勤務形態】</p> <p>・勤務日：月曜日から金曜日までのうち4日</p> <p>・勤務時間：9時00分から17時15分まで（1日7時間15分）</p>
休日	・原則、土曜日、日曜日、祝日
休暇	・特別休暇（子の看護休暇等）
勤務地	・すこやかセンターくれ3階 こども家庭相談課
任用期間	<p>・令和6年1月9日から令和6年3月31日まで</p> <p>※勤務成績が良好な場合は再度任用することがあります。</p>
試用期間	・1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	<p>・健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等</p> <p>※一定の要件を満たす場合に加入します。</p>
服務	<p>・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されません。ただし、次のいずれかに該当する場合には兼業をすることができません。</p> <p>(1) 兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合</p> <p>(2) 本市の他の事務部局（教育委員会など）との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合</p> <p>(3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合</p>

## その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）までとなります。（令和5年度の申込みの場合は令和6年3月31日までが有効期間となります。）
- ご提出いただいた登録用紙は、個人情報として厳正に取り扱います。  
※申請後の申込書については、返却いたしませんので、ご了承ください。